

関東運輸局長 殿

技術政策課長

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（依命通達）（平成 19 年 1 月 31 日
国自技第 200 号）に基づく経路の変更に関する変更の申請の取扱いについて

移動円滑化基準の適用除外自動車については、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（依命通達）（平成 19 年 1 月 31 日国自技第 200 号）」（以下、「認定要領」という。）に基づき、認定を行っているところである。

「国土交通省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成 26 年 12 月 26 日内閣府国土交通省令第 6 号）」が施行され、空港アクセスバスについて定義がなされたため、認定要領を改正したところである。

空港等アクセスバスについては、上記省令の届け出期間を考慮し、移動円滑化適用除外申請についても申請者の負担軽減が必要である。また、空港等アクセスバスと類似の認定理由となるバスについても同様の取り扱いとが可能である。

このため、移動円滑化基準適用除外認定を受けた自動車の運行経路に変更があった場合について、以下のように取り扱うことについて差し支えないことを周知するものである。

○ 経路の変更による申請の取り扱い

（1）認定要領第 3（2）に規定されるバスについて

認定要領第 3（2）に定めるバスとして使用する限りにおいて、経路変更・路線追加については再度の申請を不要とすることができる。

（2）地形上の理由により適用除外認定を受けた自動車について

経路以外の変更を含まず、かつ、変更後の経路が、適用除外の理由となった地形の区間を含む限りにおいて、当該区間を除く経路の経路変更、路線追加については再度の申請を不要とすることができる。

（3）認定要領第 3（3）から（5）までの自動車について

経路変更、路線追加を伴う再度の申請を不要とすることができる。

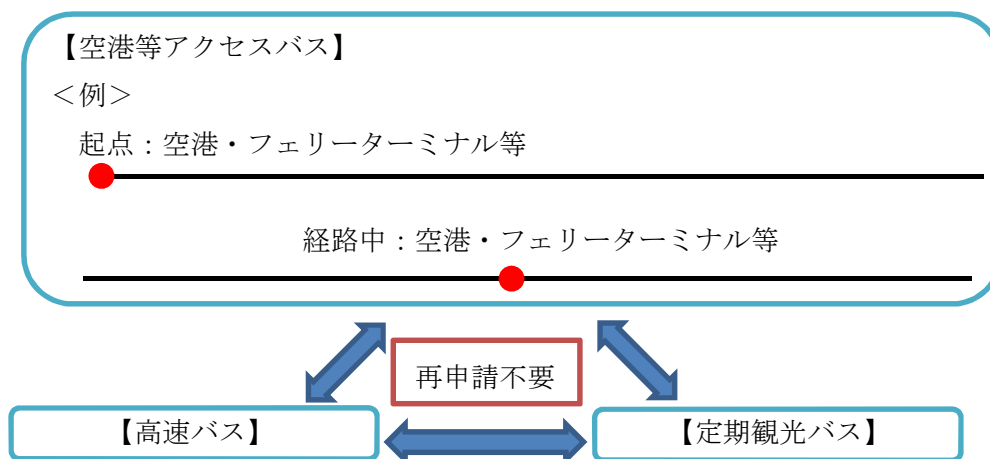
なお、標記の件については上記の取扱いを必須とするものではない。

認定理由から経路を限定する必要がある場合は、認定要領第 7 に基づき申請経路に限る等の条件を付すことができるところ、当該条件については貴運輸局の判断により、適切に取り扱われたい。

経路の変更による申請の取扱い例

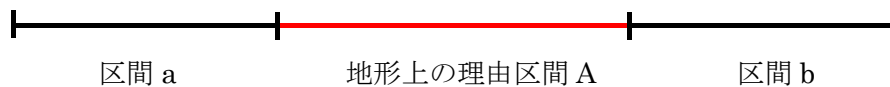
(1) 認定要領第3(2)に規定されるバス

○認定時に附された条件「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領第3(2)に規定されるバスとして使用する場合に限る。」

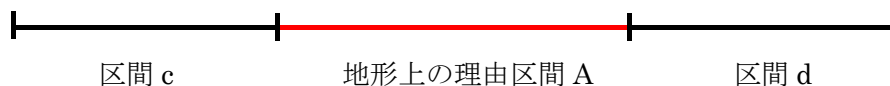


(2) 地形上の理由により適用除外認定を受けた自動車

○変更前経路



○変更後経路① 【変更申請不要】



○変更後経路② 【変更申請要】

